様式第9号(第16条第1項関係)

時間外労働

に関する協定届

3 0 0 2 8 6 9 0 0 労働保険番号 都道府県 枝番号 所掌 管轄 基幹番号 被一括事業場番号 0 法人番号 6 9 0 1 0 0 0 1 3

休日労働

	事業の種類	事業(の名称			事業の所	在地(電話番	号)		協定の有効期間		
人村	才派遣業(一般派遣社員用)	株式会	社サプル		〒102-00	072 東京	都千代田区飯田	1 5 3261-3811	令和6年4月1日から -3811 令和7年3月31日			
		10	業務の種類	労働者数 (満18歳以上 の者)				長することが		A_DM	, 017	
		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由			所定労働時間 (1日) (任意)	1日		1 箇月 (①については45時間まで、(ついては42時間まで)		起算日 令和6年4月1日		
時						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
間外	① 下記②に該当しない労働者	納期の逼迫、急激な受 注、電話応対の繁忙時	事務用機器操作、 コールセンター業務	100名	8時間	3時間		45時間		360時間		
労働					<u> </u>							
	② 1年単位の変形労働時間制に より労働する労働者										Ŷ.	
休日	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の 種 類	労働者数 (満18歳以上の 者)		所定休日 (任意)	Ē.		ことができる 日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時間		
労働	納期前繁忙期		事務用機器操作、 コールセンター業務	100名	土曜	閏日・日曜日・	况日	月4日以内		始業及び終業時刻は、就 条件に準ずる		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。✓

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

令和6年2月20日

奈納子 氏名

(従業員全員の投票により選出

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表とする者であること

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、 V

挙手等の方法による選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和6年3月 /

労働基準監督署長

使用者

株式会社サプル

代表取締役 柳澤 弘一

に関する協定届 (特別条項)

休日労働

	業務の種類	労働者数 (満18歳以上 の者)	1日 (任意)		(時間外労働)		合算した時間数	。100時間未			
			(12)			満に限	る。)		起算日 (年月日)	令和6年	≅4月1日
臨時的に限度時間を超えて労働させることができ る場合						延長することだ 及び休日労			延長することができる時間数:		
			法定労働時 間を超える 時間数	所定労働時間 を超える時間 数 (任意)	限度時間を超 えてと数(6回 以内に限 る。)	法定労働時間 を超える労働 を間 数と休日労働 の時間数を間 算した時間数	所定労働時間 を超え休日数の時間 を数と時間を の時した の時に (任意)	限度時間を 超えた労働 に係る割増 賃金率	法定労働時間 を超える時間 数	所定労働時間 を超える時間 数 (任意)	限度時間を 超えた労働 に係る割増 賃金率
取引先からの急激な受注により、納期が逼迫したとき 納期の集中により、納期が逼迫したとき 繁忙期、緊急時顧客からのコールセンターへの電話が 集中するとき	事務用機器操作、 コールセンター業務	100名	14時間		6回	70時間		25%	690時間		25%
										Ş.	
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労使の協議を経	¥て合意を	得る				ě				
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、③、⑩	(具体的内 対象労働者 派遣元と派		る面接指導の 対策会議の開	実施、対象労働 催	動者に11時間の動	勤務間インターノ	ベルを設定、			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び					Quic for	よらず、かつ2	箇月から6箇月3	までを平均し	て80時間を超過し	ないこと。 🛭	

協定の成立年月日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

令和6年2月20日

職名 從業

金黄田 奈語

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

(従業員全員の投票により選出

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表とする者であること 🗸

氏名

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、

挙手等の方法による選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和6年3月 / 日 中央 労働基準監督署長 殿 使用者 株式会社サプル

代表取締役 柳澤 弘一



(チェックボックスに要チェック)

様式第9号(第16条第1項関係)

時間外労働

に関する協定届

労働保険番号	1	3	1	0	1	2	8	6	9	1	4	0	0	0		
	都道	府県	所掌	管轄		基幹番号						枝番号			被一括事業場番号	
法人番号			9	0	1	0	0	0	1	0	6	7	1	3	7	

休日労働

	事業の種類	事業の	の名称			事業の所	在地(電話番	5号)		協定の有効期間		
人材	才派遣業(一般派遣社員用)	株式会社サプル	株式会社サプル 仙台営業所			宮城県仙台市	ストタワー10F -209-5426	令和6年4月1日から 令和7年3月31日				
		時間外労働をさせる必要のある具体的事由					延	ができる時間	寺間数			
			業務の種類	労働者数 (満18歳以上 の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日		1 箇月 (①については45時間まで、②k ついては42時間まで)		1年 (①については360時 時間まで) 起算日 (年月日) 令和	間まで、②については320 16年4月1日から	
時						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
間	① 下記②に該当しない労働者	納期の逼迫、急激な受 注、電話応対の繁忙時	事務用機器操作、 コールセンター業務、 技術開発	50名	8時間	3時間		45時間		360時間		
外労働												
	② 1年単位の変形労働時間制に より労働する労働者									25		
休日	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の 種 類	労働者数 (満18歳以上の 者)	所定休日 (任意)				ことができる 日の日数	労働させることができる法定 日における始業及び終業の時		
労働	納期前繁忙期		事務用機器操作、 コールセンター業務、 技術開発	50名	<u>土</u> 曜	配日・日曜日・	祝日	月4日	1以内	始業及び終業時刻は、就美 条件に準ずる		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☑

協定の成立年月日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

令和6年2月20日

V

ックボックスに要チェック)

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法

(従業員全員の投票により選出

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表とする者であること

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、

挙手等の方法による選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和6年3月

日 仙台 労働基準監督署長 殿 使用者

株式会社サプル 代表取締役 柳澤 弘一

に関する協定届(特別条項)

休日労働

	業務の種類	労働者数 (満18歳以上 の者)	1日 (任意)		(時間外労働)	1 箇 及び休日労働を	i月 合算した時間数。	±2 % D			
			(1土)	思、 <i>)</i>		満に限っ			起算日 (年月日)	令和6年	4月1日
臨時的に限度時間を超えて労働させることができ			延長することができる時間数			延長することができる時間数 及び休日労働の時間数			延長することが	できる時間数	
る場合			法定労働時 間を超える 時間数	所定労働時間 を超える時間 数 (任意)	限度時間を超 えてとが(6 る回数(6 以内に限 る。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を問数を問数を問数を合算した時間数	の時間数を合	限度時間を 超えた労働 に係る割増 賃金率	法定労働時間 を超える時間 数	所定労働時間 を超える時間 数 (任意)	限度時間を 超えた労働 に係る割増 賃金率
取引先からの急激な受注により、納期が逼迫したとき 納期の集中により、納期が逼迫したとき 繁忙期、緊急時顧客からのコールセンターへの電話が 集中するとき	事務用機器操作、 コールセンター業務、 技術開発	50名	14時間		6回	70時間		25%	690時間		25%
											i i i
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労使の協議を経	隆て合意を	得る				•	•			
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、③、⑩	対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、									
ト記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び	・ 休日労働を合算し	た時間数は	1 箇月につい	ヽて100時間未	満でなければな	よらず、かつ2	5月から6箇月	までを平均し	て80時間を超過し	ないこと。 🗷	ĵ

協定の成立年月日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

令和6年2月20日 職名 《注》算

(チェックボックスに要チェック)

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

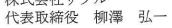
(従業員全員の投票により選出

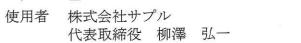
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表とする者であること

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、

挙手等の方法による選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和6年3月 仙台 労働基準監督署長 殿





時間外労働

様式第9号(第16条第1項関係)

に関する協定届

2 8 6 3 0 0 労働保険番号 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号 法人番号 9 0 0 0 6 3

休日労働

	事業の種類	事業	の名称			事業の所	在地(電話番	号)		協定の有	効期間
人村	才派遣業(一般派遣社員用)	株式会社サブ	〒060-00	61 北海道	道札幌市中央区	l – 5 -212–1981	令和6年4月1日から -1981 令和7年3月31日				
					(所定労働時間 - (1日) (任意)		延	びできる時間	時間数		
		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上 の者)		1 日		1 箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)		時間まで)	時間まで、②については320 口6年4月1日から
時						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
間外	① 下記②に該当しない労働者	納期の逼迫、急激な受 注、電話応対の繁忙時	事務用機器操作、 コールセンター業務、 技術開発	200名	8時間	14時間	 	45時間		360時間	
労働									,		anni ili ann
	② 1年単位の変形労働時間制に より労働する労働者					п					
											Continue of the Continue of th
休日	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の 種 類	労働者数 (満18歳以上の 者)		所定休日 (任意)			ことができる 日の日数	労働させることができる法定(日における始業及び終業の時	
労働	納期前繁忙	事務用機器操作、 コールセンター業務、 技術開発	200名	土曜	配日・日曜日・	祝日	月4日	以内	始業及び終業時刻は、就業 条件に準ずる		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☑

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

令和6年2月20日

職名從業員

KA 大屋 灰紀子

(従業員全員の投票により選出

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、

挙手等の方法による選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

使用者

株式会社サプル 札幌支店 支店長 齊藤 佑介

令和6年3月4日

札幌中央 労働基準監督署長 殿

に関する協定届 (特別条項)

休日労働

n -			1日 (任意)		(時間外労働)		合算した時間数	。100時間未			
			(11.7	E. /		満に限	る。)		起算日 (年月日)	令和6年	4月1日
臨時的に限度時間を超えて労働させることができ る場合	業務の種類					延長することができる時間数 及び休日労働の時間数			延長することが	できる時間数	
3 %) H			法定労働時 間を超える 時間数	所定労働時間 を超える時間 数 (任意)	限度時間を超 えこと数(6回 以内に限 る。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を問数を問数を問数を問題を持ちまた時間数	所定労働時間 を超と休日を をといる の時に がある がいる がいる がいる がいる がいる がいる がいる がいる がいる がい	限度時間を 超えた労働 に係る割増 賃金率	法定労働時間 を超える時間 数	所定労働時間 を超える時間 数 (任意)	限度時間を 超えた労働 に係る割増 賃金率
取引先からの急激な受注により、納期が逼迫したとき 納期の集中により、納期が逼迫したとき 繁忙期、緊急時顧客からのコールセンターへの電話が 集中するとき	事務用機器操作、 コールセンター業務、 技術開発	200名	14時間		6回	70時間		25%	690時間 ·		25%
						100		 	etn .		
								I I I			
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労使の協議を経	をで合意を	得る			•					
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、③、⑩					力者に11時間の剪	動務間インターバ	ベルを設定、			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及びを	木日労働を合算し	た時間数は	. 1箇月につい	、て100時間未	満でなければな	らず、かつ 2 筐			て80時間を超過し		

協定の成立年月日

令和6年2月20日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、

挙手等の方法による選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

使用者 株式会社サプル 札幌支店

支店長 齊藤 佑介



令和6年3月4日